

福島市教育委員会定例会会議録	
1 場 所	福島市役所複合棟 3階 313会議室
2 日 時	令和8年8月26日 午前9時00分
3 出席者	教育長 佐藤秀美 教育長職務代理者 渡辺慎太郎 委員 立花由里子 委員 宗形潤子
4 欠席した委員	委員 丹野友幸
5 説明のため出席した職員	教育部長 丹治典夫 教育部次長兼教育総務課長 佐藤敏和 学校教育課長 芳賀沼 彰 教育施設管理課長 半澤一隆 教育研修課 学校 ICT 推進係長 安斎哲也 生涯学習課長 目黒貴裕 中央学習センター館長 齋藤善也 図書館長 薮内雄治 教育総務課課長補佐兼庶務係長 松川利春
6 議事内容及び経過	(1) 開 会 午前9時00分 (2) 日 程 本日1日間 (3) 署名人の決定 委員 渡辺委員 委員 宗形委員 (4) 記録係 教育総務課庶務係主査 渡邊貴博

1 議事	
会議冒頭、その他 本市におけるいじめ重大事態等の現状については、個人情報等を含むことから関係職員だけで行い非公開とすることについて確認、全員の承認を得る。	
議案第42号 教育費9月補正予算見積書の提出について	
教育部次長 （教育委員会定例会提出事項 P3により説明）	
渡辺委員	学校体育館エアコン整備事業の件について、この予算で何校の体育館が対応になる設計業務委託費用になるのですか。
教育施設管理課長	体育館エアコンにつきましては昨年度から、4か年に分けて行わせていただいております。繰越明許費補正の部分については2期分ということで今年度分を来年度に繰り越すということで今13
	校行わせていただいております。歳入歳出補正についてはまず来
	年度分の設計を行っていきたいと考えておりまして、来年度前期
	と後期に分けて全部で14校ということで、年度大体13から1
	5校分ぐらいずつ行っていきたいと思っております。
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。
議案第43号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検評価に関する報告について	
教育総務課長 （教育委員会定例会提出事項 P4・別冊①により説明）	
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。

議案第４４号 福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件	
学校教育課長	（教育委員会定例会提出事項 Ｐ５～Ｐ８により説明）
渡辺委員	もりあい認定こども園については、ここで森合幼稚園を廃止した
	という形にしたときに、別の何らかの条例を作る或いはすでにで
	きているということなのか、ご説明をお願いします。
教育総務課長	この件と併せまして、令和８年４月１日から公立の保育所認定こ
	ども園設置条例がございますので、そちらで議案を提案して承認
	を受けております。
渡辺委員	これは教育委員会所管事業ではないため、議案として出てこない
	という理解でよろしいですか。
教育長	こども未来部所管ということでよろしいですか。
教育総務課長	そのとおりでございます。
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。
議案第４５号 教育財産廃止の件	
生涯学習課長	（教育委員会定例会提出事項 Ｐ９～Ｐ１０により説明）
渡辺委員	字切図の図面について、５１－１４が所管換えになるっていう理
	解だと思いますが、この５１－１４はまさにこの５１－２の中に
	くり抜いたような形で設定されているということよろしいの
	か。また、地番変わっていますから分筆までしているのかという
	ことについて確認をお願いします。
生涯学習課長	場所につきましてこのくりぬいた用地、屯所の設置する場所のみ
	となります。分筆につきましては今手持ち資料から確認が取れな

	いのですが、消防総務課にて所管換えを行いますので、手続きを取っていると思われます。
渡辺委員	所管換えするだけであって、所有者は福島市ということでは変わらないという理解でよろしいですか。
生涯学習課長	所有者は福島市というので変わりございません。
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。
議案第４６号	福島市学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
から 議案第４７号	福島市子どもの夢を育む施設条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
生涯学習課長	（教育委員会定例会提出事項 Ｐ１１～Ｐ１２・追加資料により説明）
渡辺委員	１１ページと１２ページの議案ということですが、規則を以下のとおり定めるものとするを書いてありますが、その定める内容というのはどこになるのですか。提案理由が書いてあるのはわかりますが、例えばそこに改め文が載っていれば、わかりませんが、以下のとおり定めるものとする以下の部分は具体的にどこになるのですか。
生涯学習課長	内容といたしましては、システムの運用に係ります申請書や許可書等の様式を全部規則で定めておりまして、今回、今後柔軟に対応するために、その様式を単純に、両方の方に移し込むといった変更をするものですから、書き方の部分で今あるその運用をしてそのまま両方に移すのみの改正という内容となっております。

	ります。
渡辺委員	この内容ですが、それはその規則を変えずに、その要綱に新たに付け加えるのであれば規則改正ではないです。規則を廃止するのであれば、それは廃止の件になると思うのですが、これだと何を審議して何を決めたのかっていうのが、出てこないように思います。その規則は生き残り、かつその情報も変わらないのですか、それとも規則の一部だけが削除になるのでしょうか。
生涯学習課長	規則にその様式はそのまま掲載しているのですが、それを規則から落として、様式文を要綱で定めるといった内容です。
渡辺委員	そうするとやはりその落とすものが必要になりますよね。
教育長	そうすると新旧対照表という形で、ここからこれが削除されるというものは内容として必要だということですね。
生涯学習課長	新旧対照表は出来上がっておりますので、今日の定例教育委員会、まだ案件がございますので、紙で準備させていただいてよろしいでしょうか。
教育長	今提案がありましたように、会議が終わるまで結構ですので、その準備を進めていただいて、それにつきましては、後程議決をさせていただくという形にしたいと思います。では、後程再度確認をさせていただきます。
立花委員	提案理由のところに、「予約システム統合に伴い」ということが書かれてあり、今後の変更等へ柔軟かつ迅速に対応するためと説明がなされておりますが、学習センターの予約システムが新しくなるというか、Webのシステムが新しくなって今それで

	行っていると思うのですが、これがさらにこれから変更や統合
	もあるということですか。
生涯学習課長	学習センターのシステムにつきましては令和7年1月に運用を
	開始しました。もともとは市長部局で、一部こむこむ館も入っ
	ていたのですが、システムは令和3年10月から、5年が経つ
	ので、システムを一本化していくということです。どちらかと
	いいますと、今の学習センターのシステムの方が非常に使いや
	すいといったところがありますので、市長部局分を学習センタ
	ーに利用していくという形になるのですが、その様式関係は変
	わることも想定されますので、それを毎回毎回、規則改正の提
	案をお諮りする形になりますので、様式等の軽微な変更柔軟
	に対応するために、今回、まず要綱に落とさせていただくとい
	う内容になってございますので、システムもすぐ変わってしま
	うということではございません。
	(追加資料を提出し議案第46号及び議案第47号について生
	涯学習課長より改めて説明)
渡辺委員	これでよくわかりました。今日の会議で議決になり、即時改
	正になるとして、別に定める方は定例会でなく、例えば教育
	長の判断だけでも設定できるので、定例会には上程しないけ
	ど別途要綱ができるという理解でよろしいですか。
生涯学習課長	そのとおりでございます。
教育長	異議ないため修正のうえ本議案を原案のとおり承認する。

2 教育長報告事項
① 工事請負契約の一部変更の件（こむこむ館屋根等改修工事）
生涯学習課長 （教育委員会定例会提出事項 P 1 3 ～ P 1 5 により説明）
② 福島市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
教育施設管理課長 （教育委員会定例会提出事項 P 1 6 により説明）
3 その他
・ 今後の日程について
教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 7 により説明）
①次回の定例教育委員会の開催について
令和8年10月7日（水）午前9時00分から市役所複合棟 3階
313会議室 終了後に協議会を開催。
②今後の主な行事予定について
教育長・教育委員の出席が予定されている事業を周知。
③今後の教育委員会の開催について
11月定例会は11月4日（水）午前9時00分から市役所複合棟 3階
313会議室で開催予定。
午前9時19分休議。
午前9時20分再開。以下、非公開。
4 その他（非公開）

